

南医療生協労働組合 書記局ニュース No9

2013年1月18日(金)発行。「書記局ニュース」へのご意見をお寄せ下さい。

【南医療生協労働組合の事務所は、移動していません】

名古屋市南区三吉町5丁目47番地 ニューマンション丸由1階A号室

電話&FAX(052-612-8495) E-mail(minami-rouso@mub.biglobe.ne.jp)



【春闘臨時大会告示】 2月18日(月)夜、 第85回春闘臨時大会を行います。

開催日;2013年2月18日(月)
時間;18時開始予定・21時終了予定
会場;大高南コミュニティーセンター

☆理事会が南生協病院内での大会開催のための会場借用を拒否していますので、やむなく、大高南コミュニティーセンターにて、開催することになりました。

☆労組員の皆さん！早めに勤務希望を出して、みんなの参加で成功させましょう！出席者には、会場までの往復交通費は、労働組合で支給します。夕食(お寿司)も、支給します。保育の確保も、検討します。

【大会代議員数(大会出席者数)】

◇分会・分班労組員数 1～7名⇒1名。

8～14名⇒2名。

15名以上⇒3名。

◇各分会・分班の代議員、執行委員の方には、別途、お知らせします。

◇大会代議員総数の3分の1までの「委任状」が認められます。詳細は、後日、お知らせします。

【第85回春闘臨時大会の議題】

◇2012年度秋闘総括(案)、その他、

◇2013年度春闘・運動方針(案)と要求(案)。

◇大会議案配布と職場討議は、1月30日(水)ころから、開始予定です。

皆さんが働きられるために必要な大切な署名です。

「愛知県労働委員会に公正な救済命令を求める署名」に、全職員の皆さんのご協力をお願いします。

南医療生協労働組合 中央執行委員長 小椋 巖

◇職員の反対を押し切って、南医療生協の労働時間延長が強行されましたが。

労働組合が半年間で2回も呼びかけた反対署名には、いずれも、過半数を超える6割の職員が協力し(全職員1,052名中653筆)、職員の大多数が納得していないにもかかわらず、理事会は、昨年7月、労働時間延長などの労働条件の改悪を強行しました。

この改悪で、子育て中の職員の保育園の送り迎えへの負担増や、休憩時間の削減による疲労の増大、変則二交替勤務の病棟では、これまでも不十分だった時間管理がもっとも困難となり、「規程どおりの公休」が取得できない職員が増えるなど、私たちの職場は、ますます働きづらくなっていました。

愛知県労働委員会 御中

南医療生協理事会に対し公正な救済命令を出して下さい

貴委員会におかれましては、ますますご活躍のことと存じます。
南医療生協労働組合は、2011年9月、南医療生協理事会が労働組合専従者に「職員用セキュリティカード」を発行しないこと、労働組合が新病院敷地内の会議室を借用して会議や団体交渉を行うことを拒否したこと、労働時間延長を含む就業規則の不利な変更を、実質的な労使協議をせずに、強行したことなどについて、貴委員会へ不当労働行為の救済を申し立て、これまでに、7回の調査と4回の証人審問が行われています。
しかし、この間も、理事会は、労働組合軽視の姿勢を変えていません。特に、労働時間延長については、労働組合がわずか半年間で2回も呼びかけた反対署名には、いずれも、過半数を超える職員の6割の協力があつた(全職員1,052名中653筆)。このように、職員の大多数から賛同が得られていないにもかかわらず、理事会は、2012年7月から、労働時間延長を含む就業規則の不利な変更を強行しました。
その結果、現在では、労働時間延長で終業時間が遅くなったための子育て中の職員の保育園の送り迎えへの負担増や、休憩時間の削減による疲労の増大、変則二交替勤務の病棟では、従来から不十分であった時間管理がもっとも困難となり、人員不足と相まって、「規程どおりの公休」が取得できない職員が増えるなど、現場の職員に影響を及ぼしており、このままでは、退職者増によるさらなる人員不足が懸念されます。
このような状況を打開し、働き続けられる職場をつくるためには、正常な労働組合活動ができることと、対等な労使関係を確立することが必要です。
従いまして、南医療生協労働組合が貴委員会に不当労働行為として申し立てた事項に対しては、貴委員会から、公正な救済命令を出して下さい。

2013年1月12日

愛知県医療介護福祉労働組合連合会 執行委員長 西野 ルミ子
南医療生協労働組合 中央執行委員長 小椋 巖

氏 名	住 所

※この署名は、愛知県労働委員会に提出する以外には、使用しません。

ウラ面に続きます

◇職場の労働条件が改善されないのは、【資料】7月からの労働時間延長で、正常な労働組合活動と、正常な労使交渉が妨げられているからです。

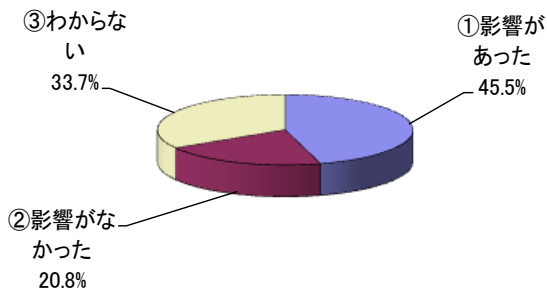
2012年度『労働時間延長など労働条件変更についての緊急アンケート』集計結果から。(2012年7月～9月に実施)

では、なぜ、南医療生協には労働組合があるのに、労働条件の改善が強行されてしまうのでしょうか？

それは、正常な労働組合活動や労使交渉が理事会によって、不当に妨げられているからです。

今でも、労働組合専従者には、職員用の「セキュリティカード」が発行されず、南生協病院内の出入りが制限され、労働組合の執行委員会などの会議や大会、団体交渉までも、南生協病院内ではできない状況です。そして、私たちにとって大切な賃金・労働条件も、まともな労使交渉も実施せずに、一方的に変更されることも、この間、起こっています。

【設問1】(1)労働時間延長によって、あなたの生活や業務に影響がありましたか？



◇働き続けられる職場をつくるためには、愛知県労働委員会に公正な救済命令を出してもらうことが必要です。

労働組合は、このような理事会のやり方に対して、2011年9月14日(水)、愛知県労働委員会に不当労働行為の救済申し立てを行い、これまでに、7回の調査と4回の証人審問を終え、昨年末には、愛知県労働委員会から「和解案」が提示されました。

実は、労働組合が不当労働行為の救済申し立てを行うのは、今回が2度目で、前回は、2007年7月に、「新・賃金制度」(成果主義賃金)が導入された時点で、2009年4月29日(金)、理事会が「反省する」とした「和解協定」が結ばれましたが、1年後、その「和解協定」がないがしろにされましたので、今回は、あまりない「和解」では、済まされません。

私たちの要求が前進し、労働条件が改善され、働き続けられる職場をつくるには、まずは、理事会の不当なやり方を止めさせ、対等な労使関係で労使交渉が行われ、労働条件が決まることが必要です。

そのためには、今、労働組合が不当労働行為の救済申し立てを行っている問題に対して、愛知県労働委員会に公正な救済命令を出してもらうことが必要です。この署名は、私たちが働き続けるために必要な大切な署名です。全職員の皆さん、ぜひ、署名にご協力をお願いします。

☆この署名の第一次集約は、2月15日(金)まで。この署名についてのお問い合わせは、労働組合中央書記局 (TEL & FAX 052-612-8495) か田島中央書記長携帯 (090-9026-9366) まで、ご一報下さい。

この春、小・中学校卒業、中学校卒業のお子さんがいらっしゃる労組員の皆さん、労組員なら、皆さん加入しています医労連共済の慶弔共済で、「お祝い金・5,000円」が出ます。

◇下記にご記入いただき、労働組合事務所にFAX (052-612-8495) いただくか、田島中央書記長携帯 (090-9026-9366) までご一報下さい。労組員の方なら、誰でも、過去3年前にさかのぼって、ご請求できます。

〈切り取り線〉

組合員
氏名

職場

年 月 日

○印をつけて、子の氏名と入学・卒業の年を記入してください。

1. 子の小学校入学→ (子の氏名:) () 年入学
2. 子の中学校入学→ (子の氏名:) () 年入学
3. 子の中学校卒業→ (子の氏名:) () 年卒業



南生協病院の敷地内に労働組合事務所を設置させましょう！